

## 社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和4年度第2回理事会 議事録

招集通知年月日	令和4年6月21日(火)
開催日時	令和4年7月27日(水) 13時26分～14時16分
開催場所	都市総合社会福祉センター3階大集会室
出席した役員	理事10名(理事定数6名以上12名以内) 黒木有美子、有川俊一郎、米吉春美、柿木原康雄、宮城博範、石田操、 島津久友、杉元智子、渡瀬登、堀江幸治 監事3名(監事定数2名以上3名以内) 高野眞、柿木一範、坊野国治
欠席した役員	理事2名 平井泉、林典生
説明のため出席した職員	事務局10名 大田勝信、田村真一郎、児玉誠、櫻田賢治、森山慎悟、星村太一、 又木勝人、黒原清美、栗山将平、永田晃作
招集者出席の有無	会長 島津久友 出席
議事録作成職務者	永田晃作
議事の結果	

定刻前に出席予定の理事、監事が全員揃ったことから、事務局栗山将平が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、堀江幸治理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事、柿木一範監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第2号	職務執行状況報告について	承認
議案第8号	社会福祉法人都市社会福祉協議会谷頭こども園改築工事に係る設計業者との業務請負契約締結について	可決
議案第9号	社会福祉法人都市社会福祉協議会谷頭こども園改築工事に係る競争入札参加業者の指名及び工事請負契約締結について	可決

終了時刻 14時16分

### 議事の経過

堀江幸治議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。まず、報告第2号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「それでは報告第2号職務執行状況報告についてでございます。こちらは社会福祉法第45条の16第3項及び社会福祉法人都市社会福祉協議会定款第21条第5項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事(業務執行理事)の職務執行状況報告を行うものでございます。まず会長の職務執行状況について報告させていただきます。議案書3ページをご覧ください。報告する期間につきましては前回の理事会以降、令和4年5月24日から昨日、令和4年7月26日までの期間でございます。」(以下、資料に基づいて説明)

杉元智子常務理事「引き続き、業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。議案書4ページ、5ページをご覧ください。報告の期間については会長と同じになります。」(以下、資料に基づいて説明)

議長「ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますか。」

議長「よろしいでしょうか。ご質問がなければ報告第2号についてはご了承をいただけたものといたします。」

議長「続きまして、議案第8号社会福祉法人都城市社会福祉協議会谷頭こども園改築工事に係る設計業者との業務請負契約締結について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「総務課の田村です。どうぞよろしくお願いたします。それでは、議案書6ページをご覧ください。議案第8号社会福祉法人都城市社会福祉協議会谷頭こども園改築工事に係る設計業者との業務請負契約締結について、定款細則第15条第1項第11号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

高野眞監事「都城市保育園整備事業計画について、一応認めるという前提で話が進んできているとのことですが、これが仮に今後の流れとして申請書等を提出していく過程で、国県市の補助事業になるわけで、社会福祉協議会と行政の関係だけではなく、もう少し広い範囲で審査する審査会のようなものがなされるのかお尋ねいたします。社会福祉法第2条の社会福祉法人の運営に関して、客観的な立場から検討できる審査会のような設置がなされる義務はないにしろ、そのようなものがあつた方がいいと思います。行政にはそのようなものがありますでしょうか。」

黒木有美子理事「私からお答えいたします。国への補助金の申請において、市役所内の担当課は保育課になりますが、図面等を見せていただいたり、中身についての審査というか、補助金の要件を満たすかどうかについては、しっかりと精査しております。審査ということではないですが、きちんとやり取りをしながら条件をクリアしているかチェックをしております。」

高野眞監事「現園舎の隣に新しく改築するとなれば、例えば土地の文化財関係のことなど、保育課と関係のない部署での審査をしっかりとっておかなければならないと思いました。その辺の関係確認というか、保育課以外との協議がなされるのでしょうか。」

黒木有美子理事「市役所庁内では土地利用対策会議であったり、各部署の関係する課との連携、情報共有をすべて行ったうえでの今の段階ですので、ご心配はならないものと思っております。」

高野眞監事「わかりました。安心いたしました。」

議長「その他にご質問はないでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第8号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございました。それでは、議案第8号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会谷頭こども園改築工事に係る競争入札参加業者の指名及び工事請負契約締結について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「それでは、議案書12ページをご覧ください。議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会谷頭こども園改築工事に係る競争入札参加業者の指名及び工事請負契約締結について、定款細則第15条第1項第11号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局田村真一郎「以上、事務局からの説明になりますが、定款細則第19条の規定に基づき、理事会の議長は、必要があるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容について説明させることができるとあります。これに基づき、設計、建替えに係る内容について、先程議案第8号で可決いただきましたS+architect（エスプラスアーキテクト）の佐々木真也設計

士から詳細についてご説明の時間を設けさせていただきたくよろしくお願いたします。」

議長「では、佐々木設計士から説明をよろしくお願いたします。」

佐々木真也設計士「はじめまして。この度、設計監理を担当させていただくことになりました佐々木と申します。皆様に満足いただけることも園を竣工、引渡しできるよう誠心誠意努めてまいります。お手元にお配りしておりますA3版6枚の図面を元に概略のご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。先程の事務局からの説明及び佐々木設計士からの説明につきまして何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

柿木一範監事「丁寧なご説明ありがとうございました。大変、安心安全な施設であるということを確認したところです。既存の園舎と同時進行で新しい園舎が出来てくるということですが、園児が近くにいる中で防音対策はどのようにしていくのかお尋ねいたします。もう1点、コロナ禍の中で公衆衛生対策を設計の中で配慮されているかとは思いますが、その点でご苦労があった点がありましたらご教授いただければと思います。」

議長「2点の質問がありました。よろしくお願いたします。」

佐々木真也設計士「まず1点目の防音対策の件につきましては、仮囲いを既存園舎の西側から北側に向かって設けます。その仮囲いで防音シートを張る程度でしかありません。出来るだけ音が出ないように施工業者にも注意していただきますが、限界があるかと思えます。新園舎の各保育室の壁は2重張りになっておりますが、中に吸音材を設けております。天井につきましてもグラスウールという吸音材を兼ねた断熱材を入れることで少しでも防音効果を高めることを努力させていただきます。2点目のコロナ禍の中での公衆衛生対策につきましては、業者、メーカーが定まらないとはっきりとは申し上げられませんが、現在予定しているフローリング材として、都城市の株式会社日東の抗菌やコロナ対策に効果のあるフローリング材を使いたいという考えのもと、仕上げ材の選定をしていく予定であります。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

柿木一範監事「はい。ありがとうございました。」

議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」

高野眞監事「いくつかあります。資料2枚目D-13の全体図の中で、来園者駐車場とありますが、ここは送迎用の駐車場として使う予定ですか。」

佐々木真也設計士「はい。」

高野眞監事「わかりました。そうするとアクセス道路である図面下の大きな道路は幅員が11メートル程あり、隣地敷地に1戸建ての大きな建物がありますが、この1戸建ての西側の細い道路から入っていくかと思えます。この幅員はどのぐらいありますでしょうか。」

佐々木真也設計士「こちらは幅員はありますが、基本的にはご質問があった道路は動線に考慮しないということになっております。」

高野眞監事「そうすると駐車場に入る所はどこになりますか。」

佐々木真也設計士「12分の1勾配と明記してあります部分になります。来園者駐車場付近の歩行者用に網掛けしてある通路と1戸建て住宅との間が約7メートルから8メートルありますので、ここから出入りしてもらおうアクセスとなります。説明が不足しておりました。」

高野眞監事「わかりました。もう少しお尋ねしたいことがあります。次のページD-14になります。非常にこの園舎の動線がおもしろいという表現はおかしいかもしれませんが、子どもたちが探検するのにすごく良い配置になっております。図面東側の345歳児室ABCの3つの部屋の間にはトイレがありますが、これは両面から使えるようになっておりますか。」

佐々木真也設計士「345歳児室Aという部屋が午睡専用ということで、Aの部屋のトイレはAからしか入れません。ただし、Bの部屋は南側の方から出入口、Cの部屋は北側の方にありますパーティションで先生用のトイレも設けておりますが、この近辺から西に向かって入っていくということで2方向からの出入りが出来るトイレとなっております。」

高野眞監事「わかりました。便器が3つぐらいあります。子どもが一斉に押し寄せた場合に危なかったりしますが、子ども用の便器はどこになりますか。」

佐々木真也設計士「まず、345歳児室Aにつきましては、南側にシャワーパンという表記をしておりますが、こちらの北側にカーテンで区切られた背の低い便器が幼児用便器として計画しております。便器の数につきましては、この大が1つと隣北側にある小便器であり、それぞれ1台ずつで良いという計画になっております。345歳児室Aの北側にある大人用の便器になりますが、これは先生用の便器になります。各部屋園児用の大が1つ、小が1つという便器の数で良いということで今回進めさせていただいております。」

高野眞監事「わかりました。ちょっと便器が少ないのではないかと気にしましたが、保育現場との協議のプロセスの中で良いということであれば、子どもたちも理解しながら使えるかなと思います。次のお尋ねになります。345歳児室ABCの部屋と北側にある遊戯室ホールとは壁などで仕切られているんですね。」

佐々木真也設計士「はい。AとCの部屋は基本的には壁です。出入りの所だけ引き違いの扉になっておりまして、Bの部屋だけが開放型建具と表記しておりますが、8連の引き戸になっております。基本的には左右両扉からの出入りとなり、イベントの時や開放したい時にBの部屋だけを両方に引き分けてオープンに使うということで計画しております。」

高野眞監事「わかりました。これだけのスペースがあって、あまり区切ってしまうと子どもたちの動きを考えた時に狭すぎるかなと考えましたので、出来ればここがオープン化して、みんなで遊べるような環境づくりが出来ればいいかなと思ったところでした。それからウッドデッキは隙間のない板張りということでよろしいですか。」

佐々木真也設計士「板材については材料の検討を進めておりまして、人工木材と言われるチップを圧縮した耐候性の良い材料で検討しております。隙間については雨が落ちて、物が落ちない程度の5ミリ前後の細い隙間を考えております。」

高野眞監事「子どもたちの指が挟まるような心配はしなくて大丈夫ですね。」

佐々木真也設計士「基本的には保育園、こども園の場合は4ミリから5ミリ前後で目地を細くするというので計画を進めております。」

高野眞監事「安心しました。お尋ねしたいことは以上です。ありがとうございました。」

議長「その他にご質問がある方はいらっしゃいませんか。」

米吉春美理事「既存園舎の床面積と改築後園舎の床面積ではどの程度の大きさの差がありますでしょうか。園児が126名で手狭な感じがします。」

佐々木真也設計士「現園舎は630平米という面積ですので、約1.5倍までいかないほどの床面積増となっております。」

米吉春美理事「この谷頭こども園の地区は志布志道路が開通した点で、どんどん新しい家が出来ておりますし、これからもっと増えると思います。それに対応できるようなものであれば良いと思います。それから、解体工事が始まって完成するまでの園児たちの保育は具体的にどのようにされるのか教えていただきたい。」

事務局田村真一郎「既存の園舎で通常の保育を行いながら、その横に新しく建物を建築するという形です。子どもたちが普段遊んでいる敷地の横にどんどん建物が建っていき、新しい園舎が出来た後に既存園舎を解体するという流れになります。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

米吉春美理事「はい。」

議長「その他にご質問がある方はいらっしゃいませんか。」

議長「ないようですので、私からも1点だけ確認したいことがあります。よろしいでしょうか。議案書13ページ別紙8に予定価格の記載がありますが、入札前に指名業者に事前公表するという意味でしょうか。」

事務局田村真一郎「はい。指名にあたって公表する形になります。」

議長「わかりました。ありがとうございました。それ以上は私からはありません。」

議長「その他に皆様からご質問はないでしょうか。」

議長「よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決を行います。議案第9号は原案のとおりご承認をいただいたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございました。それでは、議案第9号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「ないようですので、これで議事については終了とし、私議長の役目は退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。」

事務局栗山将平「それでは、以上をもちまして令和4年度第2回理事会を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。」

---

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和4年 月 日

会長 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印